

# 大田文化の森運営協議会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この団体は、大田文化の森運営協議会（以下「運営協議会」という。）と称し、事務所を大田区中央二丁目10番1号に所在する大田文化の森（以下「文化の森」という。）内に置く。

(構成)

第2条 運営協議会には、評議員会、運営委員会及び事務局を置く。

2 前項における評議員会及び運営委員会は、大田文化の森運営協議会運営要綱に基づき、大田区長より委嘱し、又は任命された次の者により構成する。

(1) 評議員会 評議員 5名以下

(2) 運営委員会 運営委員 9名以下

3 運営協議会は、組織図を定める。

(目的)

第3条 運営協議会は、区民の主体的な文化活動を支援するため設置された文化の森において、区の方針に基づき区民自らが中心となって事業運営を行い、新たな区民文化を創造することを目的とする。

(事業)

第4条 運営協議会は、前条の目的を達成するため次の事業等を行う。

(1) 文化芸術に関する公演、展示等

(2) 文化芸術活動の支援、協働及び育成に関する事業

(3) 文化芸術の活性化を図るための情報収集と発信に関する事業

(4) その他運営協議会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財務・会計

(運営費等)

第5条 運営協議会は、公益財団法人大田文化振興協会より「大田文化の森運営協議会事業活動助成金交付要綱」に基づき交付される助成金と、企画事業活動により得る事業収入金をもって運営する。

2 助成金及び事業収入金は、この団体の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、次に掲げるものに用途する。

(1) 事業計画に基づく各種事業に直接要する経費

(2) 委員活動費及び事務費等の組織運営に要する経費

(3) その他公益財団法人大田区文化振興協会理事長が必要と認めるもの

- 3 第1項については、別途細則に基づき、事務局が会計処理を行う。
- 4 前項における会計事務責任者は、運営委員会会長とする。

(事業年度)

第6条 運営協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 運営協議会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、運営委員会会長が作成し、運営委員会の決議後、評議員会の承認を経て、公益財団法人大田区文化振興協会に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、第47条に定めるところに当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 運営協議会の事業報告書及び決算書については、毎事業年度終了後、運営委員会会長が作成し、監事の監査を受けた上で、運営委員会の決議後、評議員会の承認を経て、公益財団法人大田区文化振興協会に提出しなければならない。

- 2 前項の書類のほか、次の書類を第47条に定めるところに5年間これを備え置くものとする。

(1) 会則

(2) 監査報告書

(3) 運営委員、監事及び評議員の名簿

(4) 運営委員、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(備品管理)

第9条 運営協議会における備品の管理は、別途細則に基づき備品管理台帳を作成し、事務局が管理する。

- 2 前項における備品管理責任者は、事務局長とする。

### 第3章 監事

(監事)

第10条 運営協議会は、会計上の監査を行うために監事を2名置く。

- 2 監事は、評議員会が選任する。

- 3 監事には、運営協議会の評議員（親族を含む。）及び運営委員（親族を含む。）が含まれてはならず、監事相互に親族関係があってはならない。

(監事の任期)

第11条 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した監事の補充として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了するときまでとする。

3 監事は、第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、監事としての権利義務を有する。

#### (監事の職務及び権限)

第12条 監事は、運営委員の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、半期及び年度末に会計監査を行い、半期については11月の第1回目の運営委員会において監査報告を行い、年度末の監査においては、5月の第1回目運営委員会において、前年度の決算の監査報告を行うものとする。

3 監事は、いつでも運営委員に対して事業の報告を求め、会計監査を行うことができる。

#### (解任)

第13条 監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 辞任の申出があったとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬)

第14条 監事に対して、報酬を支給することができる。この場合の報酬金額については公益財団法人大田区文化振興協会において別に定める報酬限度額を上限とし、運営委員会における協議のうえ、評議員会において別に定める。

#### (費用の弁償)

第15条 監事とその職務遂行に当たって負担した費用は、これを弁償する。

2 交通費相当額については、公益財団法人大田区文化振興協会において別に定める日額旅費支給金額を上限とし、運営委員会における協議のうえ、評議員会において別に定める。

### 第4章 評議員

#### (評議員)

第16条 大田文化の森運営協議会運営要綱に基づき、運営協議会に評議員5名以下を置く。

#### (任期及び解任)

第17条 評議員の任期及び解任については、大田文化の森運営協議会運営要綱による。

#### (報酬)

第18条 評議員に対して、報酬を支給することができる。この場合の報酬金額については、第14

条に準ずる。

(費用の弁償)

第 19 条 評議員がその職務遂行に当たって負担した費用は、これを弁償する。

2 評議員の交通費相当額の支給については、第 15 条に準ずる。

## 第 5 章 評議員会

(構成及び権限)

第 20 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成し、次の事項について決議する。

(1) 監事の選任及び解任

(2) 監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 収支予算書、事業報告書及び決算書の承認

(4) 会則の変更の承認

(5) 運営協議会の組織運営及び方針に関する事項

(6) その他評議員会で決議するものとして定められた事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、  
3 月、7 月、11 月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、運営委員会の要請に基づき運営委員会会長がこれを招集する。

2 評議員は、運営委員会会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数  
が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 25 条 運営委員が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につ  
いて、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし  
たときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 運営委員が評議委員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議委員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印する。

## 第 6 章 運営委員

(運営委員)

第 28 条 大田文化の森運営協議会運営要綱に基づき、運営協議会に運営委員 9 名以下を置く。

(任期及び解嘱)

第 29 条 運営委員の任期並びに解嘱及び解任については、大田文化の森運営協議会運営要綱による。

(運営委員の職務及び権限)

第 30 条 運営委員は、運営委員会を構成し、この会則で定めるところにより、活動を行う。

(報酬)

第 31 条 運営委員に対して報酬を支給することができる。この場合の報酬金額は、運営委員会が別に定め、評議員会の承認を得ることとする。

2 大田区職員である運営委員には、前項の報酬は支給しない。

(費用の弁償)

第 32 条 運営委員がその職務遂行に当たって負担した費用は、これを弁償する。

2 運営委員の交通費相当額の支給基準については、運営委員会が別に定め、評議員会の承認を得ることとする。

3 大田区職員である運営委員には、前項の交通費相当額を支給しない。

## 第 7 章 運営委員会

(構成)

第 33 条 運営委員会は、全ての運営委員をもって構成する。

(職務)

第 34 条 運営委員会は、次の職務を行う。

(1) 運営協議会の事業運営及び執行に関する決定

(2) 運営委員会会長及び副会長の選任及び解任

(3) 文化ボランティア企画提案書の最終審査決定

(4) 公募企画提案書に関する審査決定

(5) 企画事業に対する共催、後援の決定。ただし、当該事業は公的目的を有する事業及びこれに準  
じる事業に限る。

(6) 企画事業が区、教育委員会又はその他関係団体等より後援を受け実施することに対する承認

(7) コーディネーターの選定

(8) 文化ボランティアの認定

(運営会議)

第 35 条 第 34 条の職務に関する決議機関として、運営会議を置く。

(招集)

第 36 条 運営会議は、運営委員会会長が招集する。

(議長)

第 37 条 運営会議の議長は、運営委員会会長がこれにあたる。

(開催)

第 38 条 運営会議は、原則として月 2 回開催する。その他必要に応じて開催することができる。

2 運営会議の議事進行は、原則として運営委員会副会長が務めることとする。ただし、運営会議に諮り承認を経た場合はこの限りでない。

(定足数)

第 39 条 運営会議は、委員総数の 2 分の 1（委任状含む。）以上の出席をもって成立する。

(表決)

第 40 条 運営会議における委員の表決権は、平等とする。

2 運営会議の議事は、委員総数の過半数をもって決する。

3 前 2 項において、賛否同数の場合は議長一任のこととする。

(議事録等)

第 41 条 運営会議の議事録は、原則として事務局が作成する。

2 運営会議で決定した事項に関する事務的な処理の責任者は、事務局長とする。

(委員以外の出席)

第42条 運営会議は、必要があると認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 運営会議は、誰でも傍聴することができる。

## 第8章 役員

(役員及び任期)

第43条 運営委員会には、次の役員を置き、運営委員が互選する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 事務局長 1名(ただし、大田区職員(派遣含む。)が委員に就いている場合はその者が担うこととする。)

2 前項における互選の方法については、運営委員会が別に定める。

3 役員の任期は、1年(4月1日から翌年3月31日まで)とする。ただし、再任を妨げない。

4 新役員の選出までの期間は、前年度役員が職務を行う。

5 役員に欠員が出た場合は、運営委員会において再選出することができ、再選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第44条 運営委員会会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

2 運営委員会副会長は運営委員会会長を補佐し、運営委員会会長に事故があるときはその職務を代理する。

3 事務局長は、運営協議会全般の活動の取り纏め役として運営に関し、運営委員、事務局職員、文化ボランティア、区民との調整を主たる業務とする。

(役員会の設置)

第45条 運営会議には、会議運営を円滑に進めるため、役員会を置く。

2 役員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 運営委員会会長

(2) 運営委員会副会長

(3) 事務局長

3 役員会は、必要があると認めるときは、前項以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 役員会の開催は、運営委員会会長が招集する。

(役員会の役割)

第46条 役員会は、次の事項を役割とする。

- (1) 運営委員会の活動全般について 把握し、必要に応じて重要事項案を意見調整した上で、運営会議に提言する。
- (2) 大田区、公益財団法人大田区文化振興協会及び評議員会との協議の窓口として機能する。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第47条 運営協議会には、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長、事務局職員を置く。
  - 3 事務局職員は公募により選考する。ただし、大田区が指定する職員等が担うことができる。
  - 4 事務局職員の雇用については運営委員会が別に定める。
  - 5 事務局長及び事務局職員の事務分掌、報酬等については運営委員会が別に定める。

## 第10章 コーディネーター

(コーディネーター)

- 第48条 文化の森には、次の役割を担う者としてコーディネーターを置く。
- (1) 文化ボランティアによる企画提案に関する助言及び意見調整
  - (2) 文化ボランティアによる企画提案書に対する第一次審査
  - (3) 前号第一次審査結果の文化ボランティアに対する通知及び修正に関する連絡
  - (4) 企画提案チーム及びサポートチームにおける連携及び調整
  - (5) 運営委員及び文化ボランティアとの連携及び調整
  - (6) その他運営協議会事業の執行に関する連絡及び調整
- 2 コーディネーターは、運営委員会において選任する。
  - 3 その他コーディネーターに関する事項は、運営委員会が別に定める。

## 第11章 文化ボランティア

(文化ボランティア)

- 第49条 文化の森は、ボランティアにより企画事業を提案又は実施する区民として、文化ボランティアを置く。
- 2 文化ボランティアは、運営委員会に登録申請を行い、運営委員会において認定を経るものとする。
  - 3 その他文化ボランティアに関する事項は、運営委員会が別に定める。

## 第12章 雑 則

(法令遵守)

- 第50条 運営委員会は、政治的中立を堅持し、法令等を遵守するとともに宗教的活動及び営利的行為を行わないものとする。
- 2 運営委員会は、企画審査・決定をするに当たり、公開性、公平性、透明性を尊重しなければならない。



3 運営委員会は、企画事業の実施において、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守することとする。

（会則の変更）

第51条 本会則を変更しようとするときは、運営委員総数の3分の2（委任状含む。）以上の多数をもって決し、評議員会の承認を得なければならない。

（委員の退任）

第52条 任期途中で委員を退任する場合は、その旨を運営委員会会長又は事務局長に伝え、運営会議にて報告後、委嘱した区長へ辞任届を提出することとする。

（残余財産の帰属）

第53条 運営協議会が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益財団法人大田区文化振興協会に返納するものとする。

（細則）

第54条 この会則の施行に当たり必要な細則は、運営委員会の決議により定めるものとする。

附則1 この会則は平成13年4月1日から施行する。

附則2 この会則は平成15年10月14日変更。同日から施行する。  
（第13条、第17条について変更）

附則3 この会則は平成18年4月1日変更。同日から施行する。

附則4 この会則は平成20年4月4日変更。同日から施行する。  
（第4条、第9条、第10条、第14条について変更）

附則5 この会則は平成25年3月15日変更。同日から施行する。  
（第4条、第6条、第9条、第10条、第12条、第15条、第16条、第18条、第19条について変更）

附則6 この会則は平成26年4月1日変更。同日から施行する。  
（全文変更。但し、第5条、第15条については、平成28年4月1日から施行）

附則7 この会則は平成26年10月14日変更。同日から施行する（第5条変更）。

附則8 この会則は平成27年4月27日全面改正。平成28年4月1日から施行する。